

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

1 目的

公共工事の品質確保のため、優れた技能および経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することは、発注者が果たすべき重要な責務である。

本要領は、建設技能者の技能および経験に応じた賃金の支払い並びに処遇改善等に資する建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を目的とした、CCUS活用モデル工事の試行を実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

| | |
|-----------|---|
| CCUS | 建設工事を営む事業者が、建設現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を、業界横断的に登録・蓄積するためのデータシステム。 |
| 下請事業者 | 当該工事において元請負人と下請契約を締結した下請負人のうち、建設業法に基づき施工体制台帳や施工体系図への記載が求められる事業者をいう。 |
| 技能者 | 元請および下請事業者の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。 |
| CCUS登録事業者 | 元請・下請事業者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者としての情報、雇用する技能者に関する情報および当該建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 |
| 登録事業者率 | 当該工事に携わった元請および下請事業者のうち、CCUS登録事業者数を、元請および下請事業者の総事業者数で除して得た割合をいう。 |
| カードリーダー | CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。 |
| 現場利用料 | CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。 |

3 CCUS活用モデル工事

(1) 対象工事

建設管理部が発注する予定価格1千万円以上の工事については、原則として全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ア. 一般競争入札（WTO案件）
- イ. 緊急工事等、工事施行成績評定を行わない工事
- ウ. 災害復旧事業
- エ. 空港整備事業
- オ. その他の事由により、発注者がCCUSを活用できないと判断する工事

(2) 入札公告及び特記仕様書への明示

(1)に定める対象工事については、入札公告および特記仕様書において、その旨を明示するものとする。

(3) 試行内容

(1)の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下表の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。

| 評価対象項目 | 判断基準 |
|-----------|---|
| ①登録事業者率 | 元請がCCUSを活用していること、かつ、登録事業者率（CCUS登録事業者数／元請および下請事業者の総事業者数）が65%以上 |
| ②アンケートの回答 | 工事完成までにアンケートに回答 |

(4) 基準達成状況の確認方法

1) 発注者は、受注者に対して(3)に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

| 評価対象項目 | 提出書類の例 |
|-----------|-------------------|
| ①登録事業者率 | 施工体系図、施工体制登録事業者一覧 |
| ②アンケートの回答 | アンケートの回答結果を印刷 |

2) 「登録事業者率」の算出にあたり、元請および下請事業者の総事業者数は、当該工事に携わった全ての事業者が記載された施工体系図に基づき算出するものとする。

ただし、品質管理業務を行う下請事業者や警備会社等、建設業法に基づく建設工事の施工を行う事業者に該当せず、CCUS登録の対象とならない事業者については、総事業者の数から除外して算出するものとする。

なお、警備会社等であっても、CCUSに登録のうえ当該工事においてCCUSを活用している場合は、総事業者の数および登録事業者の数に含めることができるものとする。

3) 「CCUS登録事業者数」については、受注者がCCUSシステムから出力し提出した「施工体制登録事業者一覧」に基づき算出するものとする。

4) 受注者は、工事完成までに、北海道建設部のホームページに掲載されている「CCUS活用モデル工事の試行に伴うアンケート」に回答するものとする。

また、アンケートの回答結果を印刷し、工事施行協議簿に添付のうえ提出するものとする。

(5) 工事施行成績評定への反映

受注者が(3)に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の考査項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫―■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点点評価することとする。

(6) CCUS活用にかかる費用

CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)について、次のとおり、当初予定価格から活用を前提とした経費の積算を行い、支出実績に基づき設計変更することとする。

この際、これらの費用は共通仮設費として計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

なお、CCUSの活用を希望しない場合は、減額の設計変更を行うものとする。

1) カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入等の費用について、1現場当たり1万円を1式計上し、購入又はリースを証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台当たり1万円、iOSの場合は1台当たり3万円を上限として、支出実績に基づき設計変更する。原則として、1工事当たり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台当たり1万円、iOSの場合は1台当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

また、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

ただし、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)や通信費は計上しない。なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とする。

2) 現場利用料（カードタッチ費用）

カードタッチ1回当たりの現場利用料は、9.09円（税抜き）とする。

当初設計においては、1工事当たり500回として計上し、受注者から提出された各月の「就業履歴一覧（月別カレンダー）」に記載された就業履歴数の集計結果に基づき、設計変更を行う。

(7) アンケートの対象

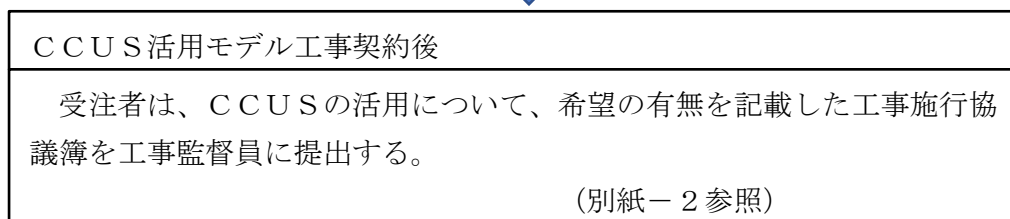
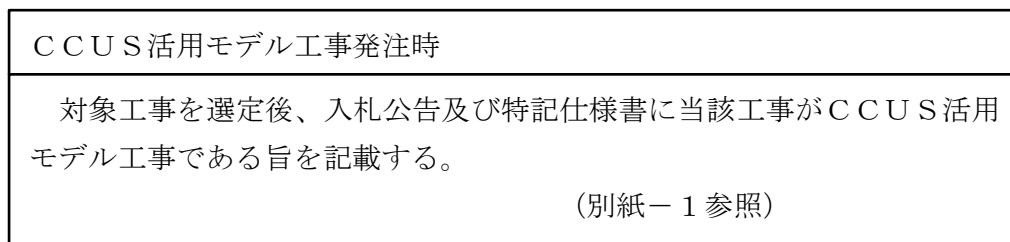
アンケートの対象は、元請、一次下請および二次下請以下の事業者とし、一次下請ならびに二次下請以下の事業者については、それぞれの下請次数毎に最低1事業者以上がアンケートに回答するものとする。

(8) その他

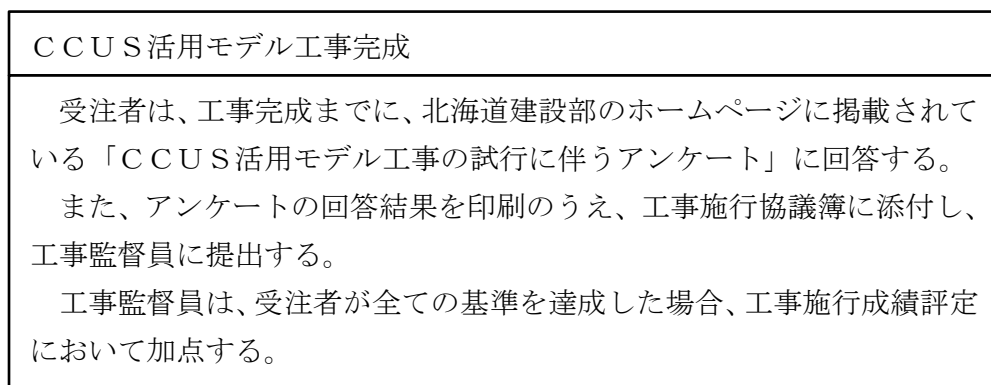
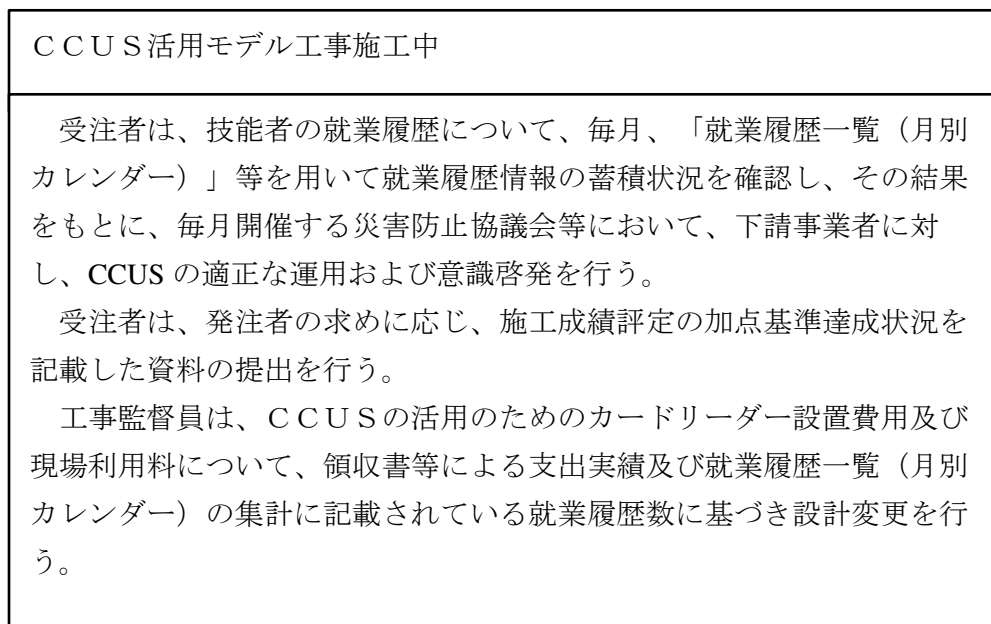
1) 受注者は、技能者の就業履歴について、毎月、「就業履歴一覧（月別カレンダー）」等を用いて就業履歴情報の蓄積状況を確認し、その結果をもとに、毎月開催する災害防止協議会等において、下請事業者に対し、CCUSの適正な運用および意識啓発を行うものとする。

2) 本要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

4 CCUS活用モデル工事実施フロー



※活用を希望する場合



※活用を希望しない場合

